

第七条六項十六号

製鋼工場及び付属諸機械その他

売戻契約変更合意証書正本

兵庫県神戸市栄町通三丁目七番地

合名会社鈴木商店

同県同市同通四丁目六番屋敷

平民会社員

右合名会社鈴木商店代表社員

鈴木よね

五十二年

同県同市元町通五丁目百五十九番屋敷

平民洋反物商

右鈴木よね代理人

中村平三郎

四十三年

東京都東京市浅草区老松町三番地

平民製鋼業

小林清一郎

三十六年

兵庫県神戸市海岸通三丁目六番屋敷

平民回漕業

右小林清一郎代理人

後藤鉄二郎

三十九年

同県同市北長狭通二丁目百五十九番屋敷

平民無職

立会人 高田平兵衛

三十三年

右当事者は明治三十九年三月六日公証人林勝造役場に於いて高田平
兵衛の立ち合いを以て是の合意を為したり

第一条 明治三十八年九月三十一日付き当役場作成第七千四百四十号
公正証書を以て製鋼工場付属諸機械並びに其の他の物件売戻契約を
合名会社鈴木商店代表社員鈴木よね及び小林清一郎間に締結し居れ
る處今回以下の如く変更すべき事

第二条 前項記載の売戻契約に関する公正証書の趣旨により小林清一
郎が製鋼工場（即ち神戸製鋼所を云う）一切買戻し代金を本年四月末
迄・支払うときは別紙図面並びに目録の通り合名会社鈴木商店代
表社員鈴木よねは該工場並びに付属動産不動産一切及び権利共現在
有形の但右小林清一郎に売戻すことを承諾した

此の場合に於いては合名会社鈴木商店代表社員鈴木よねは直ちに一
切の引渡しを為すべく隨つて前記公正証書第一項（乙）の規定中但書
を左の通り変更するものとす

向こう十八ヶ月の賃貸借を改め本年七月三十一日迄無賃貸借するも
のとす

第三条 本契約成立と履行との中間に於いて小林清一郎は該売戻契約
に關する権利義務を第三者に譲渡することあるも合名会社代表社員鈴
木よねは異議なく之が需めに応すべきことを約諾す

但し登記以前に於いて諸般の準備を認定するものとす

中村平三郎は合名会社鈴木商店代表社員鈴木よねの委任状を又後藤
鉄二郎は小林清一郎の委任状を提出して共に其の代理資格を有せることを証明したり
右関係人に読聞かせたる処一同相違なきことを認めここに署名捺印す

中

村 平 三 郎 ㊞

後 藤 鉄 二 郎 ㊞

高 田

平 兵 衛 ㊞

右合意を為したる事を確証する為めここに署名捺印するもの
也
明治三十九年三月六日公証人林勝造役場に於いて

神戸区裁判所管内神戸市元町通三丁目二百五十五番屋敷

公証人 林 勝 造 公証人 ㊞

此の四本は原本と相違なきことを確証する為め左に署名捺印するもの也

明治三十九年三月六日公証人林勝造役場に於いて

神戸区裁判所管内神戸市元町通三丁目二百五十五番屋敷住居

公証人 林 勝 造 ㊞